

# 平成30年度第3回

## 四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 平成31年2月18日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 四街道市保健センター3階 第2会議室

3. 出席者

《出席委員》

塚本 勝邦、田中 正志、原 登志子、平 晃一、  
菊池 忍、福田 三千男、川上 洋一、廣谷 一郎、木川 稔

《欠席委員》

兼田 徹

《事務局》

矢部健康こども部長、小島次長、大塚国保年金課長、  
細川課長補佐、菅原保険税係長、片倉主事

4. 傍聴人 2名

5. 議題

- (1) 平成31年度四街道市国民健康保険事業計画(案)について(承認)
- (2) 平成31年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)及び平成31年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案)について(報告)
- (3) 平成31年度からの国民健康保険税の軽減(案)について(報告)

6. 審議の経過

別紙のとおり

(会議録署名)

四街道市国民健康保険運営協議会

平成31年3月5日

会長 塚本 勝邦

平成31年3月19日

委員 平 晃一

平成30年度第3回国保運営協議会会議録

平成31年2月18日（月）午後1時30分～

四街道市保健センター3階 第2会議室

事務局  
(細川課長補佐)

--- 開会宣言 ---

塚本会長

--- 会長挨拶 ---

矢部部長

--- 健康こども部長挨拶 ---

事務局  
(細川課長補佐)

本日は、定数10人中、9人の委員の方々にご出席いただいています。  
四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に規定する定足数である、委員の半数5人に達していますので、会議成立となります。  
四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっています。  
会長、この後の議事進行をお願いいたします。

議長  
(塚本会長)

会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することになります。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっております。本協議会においても明記することを平成30年度第1回の会議で確認しております。  
会議録への署名人ですが、私ともう1人輪番でお願いしたいと思います。  
今回は平委員にお願いしたいと思います。平委員お願いできますか。

平委員

--- 了承 ---

議長  
(塚本会長)

本日の会議に傍聴者はおりますか。

事務局  
(細川課長補佐)

本日は傍聴希望者が2名おります。

議長  
(塚本会長)

本日は、傍聴希望者が2名とのこと。この会議は、運営協議会運営要領第3条の規定により、公開が原則となっております。会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することとなっております。また、傍聴人の方に配布する資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」により「各審議会等の判断によるものとする」とされております。本日の議題の内容は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるなどの非公開事由に該当するとは認められないと思われまので、会議を公開としたいと

	<p>思います。また、傍聴人の方の資料について事務局より、資料No.1及び資料No.3は配布し、資料No.2-1及び資料No.2-2については、配布せずに回収したいとのことを、伺っています。</p> <p>委員の方々、その取扱いでよろしいでしょうか。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>それでは、この会議を公開としますので、傍聴希望者を入室させ、事務局は傍聴人に資料を配布してください。</p> <p>※（傍聴希望者入室）</p>
議長 (塚本会長)	<p>次第の4. 議題の(1)「平成31年度四街道市国民健康保険事業計画(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>議題の(1)「平成31年度四街道市国民健康保険事業計画(案)」について」ご説明します。</p> <p>恐縮ですが、本件については、後程、委員の皆様のご承認を頂きたいと考えております。</p> <p>--- 説明 ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。</p>
川上委員	<p>はじめに、議長へのお願いですが、事業計画の大項目毎の質疑応答をしてもらえると助かります。</p>
議長 塚本会長	<p>それでは、項目毎に事務局に細かい説明をもらいながら、質疑を行います。</p> <p>「1」の基本方針について何かご意見、ご質問ありますか。</p>
田中委員	<p>糖尿病の重症化予防とありますが、四街道市の人工透析の人数は把握していますか。また、それは増加傾向ですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>年によって増減はありますが、大体70人程です。</p>
議長 (塚本会長)	<p>他にございますか。</p>

	<p>--- 特になし ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>それでは、「2」の主な事業、「(1) 適用適正化事業」に移ります。 ご意見、ご質問はございますか。</p>
福田委員	<p>擬制世帯主とは何ですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>自営業などで家族全員が国民健康保険に入っている世帯と、世帯主は社会保険で、家族の人が国民健康保険に加入している世帯という場合があります、後者の場合に擬制世帯主と呼びます。</p>
議長 (塚本会長)	<p>「(2) 国保税収納率向上対策事業」に移ります。 ご意見、ご質問はございますか。</p>
川上委員	<p>「②」の口座振替の促進のところで、千葉県の自主納付が53.2%、それ以外の口座振替、年金からの特別徴収が46.8%のようですが、四街道市はどうですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>収納額ベースでの回答となりますが、口座振替の額は35.5%、年金からの特別徴収が9.6%、それ以外の自主納付が54.9%となります。</p>
議長 (塚本会長)	<p>千葉県平均と同じくらいですね。</p>
川上委員	<p>実は、千葉県平均の収納率が47都道府県中45位と数字が非常に悪く、平成27年度で89.5%でした。当市でも、平成27年度現年課税分は89.8%となっています。全国の人口5万人以上10万人未満の市の平均ではおそらく90.0%を超えていると思いますが、千葉県および本市が全国に比べて低い要因は何ですか。</p> <p>先ほどの本市の自主納付率が55%というのは、全国より高いです。全国では、口座振替、年金からの特別徴収が54%位で、自主納付が反対の45%程ですから、口座振替の促進を進めていただきたいと思います。</p> <p>口座振替の促進は本計画に記載があり、年金からの特別徴収の記載がありませんが、何か意図があるのですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>年金からの特別徴収については、予め年金から引くので収納率は実質100%となります。それ以外の方の支払い方法としては、口座振替の場合、申込みさえいただければ、引き落としが続くことから、一番安定しているので全国的にも利用の促進をしています。東京都、栃木県、千葉県など関東地方は収納率が芳しくない状況です。本市としても、窓口で口座振替をお勧めしているのですが、口座振替申込書</p>

	<p>を銀行の支店窓口に提出する必要があるのが難点です。被保険者様が確実に銀行に足を運んでもらうことができれば、利用率も上がると考えておりますが、なかなか難しいところです。</p>
川上委員	<p>計画の中に、年金からの特別徴収の扱いがない理由を教えてください。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>特別徴収については、年齢が到達すれば必ず適用となるので、計画には記載していません。</p>
川上委員	<p>介護保険と同じ扱いで、国民健康保険税についても、年金受給者は強制的に特別徴収になるのですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>原則、強制的に特別徴収になります。</p>
福田委員	<p>「⑤」の滞納者対策の中で、債権回収室と収税課の違いは何ですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>国保税と住民税など、同じ市民の方が滞納している事例があります。納税者に、担当部署ごとにお話しいただくのも非効率ですので、当課職員と収税課職員の合同で相談に乗るということをしています。国保加入後、最近の分で支払いが遅れてしまっている方には、当課職員が先方の事情などを聴き、できるだけ早くその未納がなくなるように進めていきます。しかし、相談にも来ず、未納の累積がたまってしまった方や、各種通知にも反応がない方に対しては、債権回収室部門に引き継ぎ、相手方の財産調査が行われて換金可能なものは換価していく、不動産を持っていれば差し押さえを行うといった厳格な滞納処分を行うということで、段階を踏んだ対応をしているところです。</p>
平委員	<p>滞納の額は、四街道市はどうですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>平成29年度の現年分収納率としては90%ですので、残り1割位の人が納めきれず翌年度に持ち越している、といったイメージです。</p> <p>20億円課税しても、1割ほどが翌年度に残るので2億円は未納になります。翌年度以降、その残った2億円について滞納整理を行うのですが、それをすべて回収することは難しいこともあり、未収となった部分が、5年間経ってしまうと、いわゆる時効として、欠損にしていくことになってしまいます。</p>
平委員	<p>5年間払いきらなければ、逃げ得ということですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>財産や不動産をお持ちで、差し押さえをした場合は時効が止まります。</p> <p>銀行口座の残高があれば差し押さえ、また、給与収入がある方で会社がわかれば</p>

	<p>これも差し押さえの対象となります。</p> <p>ただし、外国の方などで財産を調べきれず、母国に帰ってしまうような方については、どうしても回収しきれず残ってしまう事例があります。</p>
平委員	この未納が1割というのは、全国と比較するといかがですか。
事務局 (大塚課長)	全国的にも、千葉県はあまり良い状況とは言えません。
議長 (塚本会長)	他にございますか。
	--- 特になし ---
議長 (塚本会長)	<p>それでは、「(3) 医療費適正化対策事業」に移ります。</p> <p>ご意見、ご質問はございますか。</p>
川上委員	<p>「②医療費通知」の作成は千葉県国保連合会への委託ですか。</p> <p>それとも市独自で業者委託しているのですか。</p>
事務局 (大塚課長)	千葉県国保連合会が作成しているものです。
川上委員	<p>昨年から確定申告で医療費通知が使用できるようになりました。医療費通知の本人負担分は1円単位まで記載されますが、医療機関で支払うのは10円単位です。</p> <p>その誤差についてはどうですか。</p>
事務局 (細川課長補佐)	<p>レセプトの点数から割り返して算出しているため、その誤差はどうしても発生してしまいます。医療費控除で使用する際に金額が違う場合には、ご自身で修正して使用していただいて差し支えないとの注意書きがあります。</p> <p>金額が違ふと問い合わせもありますが、こちらでは処理できないところです。</p>
議長 (塚本会長)	問い合わせは多いですか。
事務局 (細川課長補佐)	<p>件数は多くありません。</p> <p>医療費控除の申告を全員するわけではなく、あくまで医療費がどれだけかかったかの参考としてご覧いただいている方がほとんどであると考えています。</p>
川上委員	不正受給の防止とありますが、加入者からの連絡はどのくらいありますか。

<p>事務局 (片倉主事)</p>	<p>通知発送後には1、2件はそういった問合せがあります。 ただ、よく確認をしてもらおうと、ご本人が受診したことを忘れてしまっていただけということもあります。しかし、どうしても不正が疑われる場合には、千葉県庁内に、医療機関への指導を行う部署があるので、そちらを紹介しています。</p>
<p>平委員</p>	<p>交通事故の事案は保険診療ができないかと思いますが、四街道市では、保険診療で扱うことがあるのですか。</p>
<p>事務局 (片倉主事)</p>	<p>たしかに数年前までは、交通事故の場合、保険診療で診ないということが多かったと思います。しかし、最近では、被害者救済の観点から、所定の手続きを行うことで、健康保険で診療費を立て替え、後日、保険者から加害者の入っている自賠責保険、任意の自動車保険などに求償することができます。</p>
<p>平委員</p>	<p>それがうまくいかず、保険で診てそのままになっていることはありますか。</p>
<p>事務局 (片倉主事)</p>	<p>現在は、損保会社と保険者で覚書を締結しており、交通事故があった際に、保険者の方に連絡が多くなるようになっており、そのようなことを減らせるようにしています。</p>
<p>川上委員</p>	<p>街中の柔道整復師の施術所の看板をみると、「交通事故OK」といった張り紙をよく見ますが、実は患者さんの誤解を招く表現です。 また、他の健康保険組合だと、患者さんに照会状を出しています。「こういう請求がきていますが、いつ、どういう施術を行ったか回答してください」という内容です。そしてその中でも第三者行為にあたるかの判断も行っているそうです。</p>
<p>事務局 (片倉主事)</p>	<p>当市でも柔道整復師にかかられた方への患者調査を実施しております。その中で、保険適用にならない施術があれば、施術所へレセプトの返戻をしたり、患者さんへのアンケート調査の中に、保険がきかない場合があることの案内通知も同封して、周知をしているところです。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にございますか。</p> <p style="text-align: center;">--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、「(4) 保健事業の推進」に移ります。 ご意見、ご質問はございますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>本市の最近の特定健診の受診率はどのくらいですか。</p>

事務局 (大塚課長)	約36%です。
川上委員	千葉県が38.7%ですから、若干下回っているんですね。 また、糖尿病性腎症重症化予防の対象者の選定はどのように行うのですか。
事務局 (片倉主事)	糖尿病性腎症重症化予防の対象者については、まず、特定健診を受診している方の中で、血糖値の高い方を抽出します。その後、レセプトとの突合せを行い、医療機関を受診していない方は、医療機関の受診を勧めます。そして、医療機関受診中の方にも、かかりつけ医の先生と連携の下、生活習慣改善に向けた保健指導を行うということを考えています。
川上委員	75歳になると後期高齢者医療になってしまうので、国民健康保険の段階で面倒をみても、実質の対象者は65歳～70歳くらいになると考えているのですが、いかがですか。
事務局 (片倉主事)	なるべく、国保財政に好影響を与えられるように若めの方のほうがよいかと考えています。
平委員	市全体の医療として考えれば、このプログラムの恩恵を受けられるので、国も年齢問わずプログラムに載せているところかと思います。 また、それを実施するにあたって、国の補助金もあるかと思うので、市には、それをうまく使ってもらいたいです。 対象者が後期高齢者医療に移った場合、他の制度に寄与してしまうところがあるかもしれませんが、市全体の健康づくり、市全体の医療としては有用かと思います。
議長 (塚本会長)	他にございますか。  --- 特になし ---
議長 (塚本会長)	それでは、「(5) 普及啓発事業」に移ります。 ご意見、ご質問はございますか。
川上委員	保健推進員と、この事業の関わりはありますか。
事務局 (矢部部長)	保健推進員が、各地域の中で地域の皆様の健康づくりに関わる普及啓発を行うという意味では、この事業に関わることもあります。ただ、国民健康保険の制度に特化した普及啓発は行っていません。あくまでも健康づくりに関する普及啓発とな

	ります。
平委員	人間ドックは、あくまで自費で保険を使わない、と医療者としては考えています。年間どの位の費用で、何人位利用しているか教えてください。
事務局 (大塚課長)	1人当たりの補助は最大25,000円です。事業としては、何か体に具合の悪そうな兆候があれば早めに処置する方がよいので、早期発見を目的としています。年間約1,000件の申請があります。
平委員	対象はどういった方ですか。
事務局 (大塚課長)	国民健康保険に加入している40歳以上の方が対象で、年1回の補助を行っています。
平委員	人間ドックは自費で行う物で、公的な補助はないかと思っていました。他の市町村でも行っていますか。
事務局 (大塚課長)	他の市町村でも行ってまして、上限額が10,000円であるとか補助額には差異があります。
塚本会長	申請は増える傾向ですか。
事務局 (大塚課長)	はい。
川上委員	補助対象者に人数制限はありますか。
事務局 (大塚課長)	人数制限は設けていません。その年度の人数を見込んで、予算計上をしているので、不足があれば、補正をするという対応です。 ただ、歳出にかかわる事業なので、今後は、こういった事業のあり方も検討していかないといけないと考えています。
議長 (塚本会長)	他にございますか。  --- 特になし ---
議長 (塚本会長)	それでは、「(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討」に移ります。ご意見、ご質問はございますか。

	<p>--- 特になし ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>ご質問、ご意見は出尽くしたようですが、議題の(1)については、事務局より、委員の皆様の承認を求められております。皆様、事務局の示す(案)でよろしければ、挙手をお願いします。</p>
	<p>--- 挙手全員 ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>議題の(1)「平成31年度四街道市国民健康保険事業計画(案)について」は、事務局(案)のとおり承認されました。それでは、次に進みます。</p>
議長 (塚本会長)	<p>それでは、議題の(2)「平成31年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)及び平成31年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案)について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>議題の(2)「平成31年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)及び平成31年度四街道市国民健康保険特別会計事業概要(案)について」ご説明します。</p>
	<p>--- 説明 ---</p>
議長 (塚本会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。</p>
廣谷委員	<p>国保税の徴収率が現年で90.3%、過年で18.2%とありますが、この意味を説明してください。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>平成29年度で言いますと、29年度の現年課税分というのは、29年度に課税した額の内、90.3%は収納されたということです。対して、滞納繰越分は例年、約1割位、収納できずに翌年度に持ち越しとして残っていきます。その通算5年間分残っている額を徴収する過程で、約2割を徴収できているということを表示しています。</p>
廣谷委員	<p>そうすると、残りの80%は残っているということですか。</p>
事務局 (大塚課長)	<p>その通りです。</p>
田中委員	<p>その下の「合計」の徴収率を説明してください。</p>

<p>事務局 (大塚課長)</p>	<p>平成29年度では、29年度に課税した分と過去5年分持ち越している分を併せていくらかということになります。</p> <p>例えば、現年度で20億円を課税、当年に回収できなかった分が2億円として、その2億円の通算5年分で10億円、双方合算すると30億円。その65%相当額を収納しているという率です。</p> <p>持ち越してしまった分は、やはり持ち越してしまった分だけ回収が難しく、併せた率としてはこの数字になってしまいます。</p>
<p>廣谷委員</p>	<p>この持ち越した分を対応している方は、やはり同じ方が対象になっているのですか。</p>
<p>事務局 (大塚課長)</p>	<p>そのような状況です。</p> <p>その中でも、きちんと支払いの意欲のある方は遅れてでも払ってくれていますが、消息のつかめない方などは最後まで残ってしまうことになります。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問、ご意見は出尽くしたようなので、次に進みます。</p> <p>それでは、議題の(3)「平成31年度からの国民健康保険税の軽減(案)について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (菅原保険係長)</p>	<p>議題の(3)「平成31年度からの国民健康保険税の軽減(案)について」ご説明します。</p> <p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問、ご意見はないようなので、次に進みます。</p> <p>次第の5.「その他」として委員の方からは何かございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からは何かありますか。</p>
<p>事務局 (大塚課長)</p>	<p>今年度は今日の会議が最後となります。ご協力ありがとうございました。</p>

議長  
(塚本会長)

私から1点、資料について、数字系の質問が多いように見受けられます。  
わかっているものがあれば、できる範囲で予め用意していただいた方が、会議がスムーズかと思います。何かの機会があればその点は心がけていただきたいと思います。

それでは、ご意見等は出尽くしたようですので、本日の会議は以上といたします。  
皆様、お疲れ様でした。